



なお、異議申立人は、法人の印影の開示を求めないとしているので、法人の印影については検討を行わない。

## 2 条例第7条第2号（個人情報）該当性について

### (1) 建築士（管理建築士を除く。）の氏名、登録番号及び登録を受けた都道府県名、管理建築士の一級建築士名簿登録年月日（免許証交付年月日）及び印影並びに登録申請者の印影

条例第7条第2号ただし書アは、個人情報であっても「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」については、非開示情報から除外する旨を規定している。

#### ア 両当事者の主張

異議申立人は、建築基準法（昭和25年法律第201号）や建築士法の規定を引用し、本件文書1及び本件文書2に係る添付書類「所属建築士名簿」のうち建築士（管理建築士を除く。）の氏名、登録番号及び登録を受けた都道府県、添付書類「登録申請者及び管理建築士に係る略歴書」のうち登録申請者及び管理建築士の個人の印影並びに添付資料「管理建築士に係る建築士免許証の写し」のうち一級建築士名簿登録年月日（免許証交付年月日）については、公にする制度が実施されているとして、条例第7条第2号ただし書アに該当すると主張し、東京都が同趣旨の開示請求に対して建築士の氏名等を開示した事例を挙げている。

これに対し実施機関は、異議申立人が主張する閲覧等制度は、特定の建築物等に係る設計士の氏名等について、建築計画概要書により閲覧、又は工事現場において表示される制度であるが、特定の建築士事務所に雇用されている建築士の氏名等の開示を求める根拠にはならないと主張する。特に、耐震偽装問題が大きな社会問題になっていた時期の「耐震偽装問題が疑われている特定の建築士事務所」に所属する建築士の名簿は、建築基準法等に基づく閲覧等制度にはないキーワードによって名寄せされた特殊な名簿であり、そのような名簿を開示すれば、当該事務所に所属する建築士本人が、社会的にマイナスの評価を受けるおそれがあるとし、東京都の事例と本件とは同列に論じることはできないと説明する。

#### イ 条例第7条第2号（個人情報）ただし書ア該当性

確かに、異議申立人が主張するように、情報公開制度は、県民の理解と信頼の下に県民参加の公正で開かれた県政を推進することを目的とするもので、公開を原則としている。したがって、仮に個人情報であっても、「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」であれば開示すべきである。

しかしながら、異議申立人が主張する建築基準法等の規定に基づく閲覧等制度は、特定の建築物等に係る設計士の氏名等について閲覧等ができる制度であって、建築士の氏名、登録番号等について、特定の建築士事務所に所属するという特定の属性によって名寄せされた特別な意味を持つ情報の開示を求める根拠とはならない。本件開示請求の「建築士事務所の登録申請書及び添付書類」の開示決定等に当たっては、あくまで建築士法及び条例に照らして判断する必要がある。

また、異議申立人は、建築士法第23条の9の改正がなされ、また、同法第6条に第2項を加える改正が予定されていることを理由に「法令等の規定により公にされ、又は公にすることが

予定されている情報である」と主張しているが、同法第23条の9の規定は平成19年6月20日に施行（平成18年6月21日公布）され、同条の規定により一般の閲覧に供される同法第23条の6の規定により提出されることとなる設計等の業務に関する報告書（以下「業務報告書」という。）は施行日以後に開始する事業年度に係るものから適用されることとなっており、また、同法第6条に第2項を加える改正規定は平成20年11月28日に施行（平成18年12月20日公布）されることとなっており、いずれの改正規定も本件開示決定がなされた平成19年1月9日時点においては施行されていないものである。

よって、本件開示決定の時点においては、建築士（管理建築士を除く。）の氏名、登録番号及び登録を受けた都道府県名、管理建築士の一級建築士名簿登録年月日（免許証交付年月日）及び印影並びに登録申請者の印影を「公にし、又は公にすることが予定されている情報」とすべき根拠はなかったものと認められる。

したがって、これらの情報は、条例第7条第2号ただし書アに該当しないものと認められる。

## **(2) 登録申請者及び管理建築士の生年月日、学歴、職歴等並びに発起人の氏名、住所、引受株式数及び印影**

異議申立書の記載によれば、本件文書1及び本件文書2に係る添付書類「登録申請者及び管理建築士に係る略歴書」のうち登録申請者及び管理建築士の生年月日、学歴、職歴（商業登記法により登記されている事項を除く。）並びに登録申請者（管理建築士である者を除く。）の建築士資格、添付資料「管理建築士に係る建築士免許証の写し」のうち本籍地及び生年月日並びに本件文書1に係る添付書類「登録申請者に係る定款の写し」のうち発起人の氏名、住所、引受株式数及び印影についても異議申立内容に含まれるものと考えられるため、併せて検討する。

これらの情報のうち発起人の氏名については、特定の個人を識別できる情報であることは明白であり、発起人の住所、引受株式数及び印影については、それだけでは個人が識別される情報ではないが、他の情報と組み合わせることにより、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することができないが、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

また、登録申請者及び管理建築士の生年月日、学歴、職歴（商業登記法により登記されている事項を除く。）並びに登録申請者（管理建築士である者を除く。）の建築士資格並びに管理建築士の本籍地及び生年月日については、氏名と併せ全体として個人情報に該当し、当該者に係る氏名が既に開示されていることから、条例第8条の規定による部分開示の余地はないものと認められる。

したがって、(1)及び(2)における本件非開示部分は、条例第7条第2号に該当するものと認められる。

## **3 条例第7条第3号（法人等情報）該当性について**

条例第7条第3号アは、法人その他の団体（国、独立行政法人等及び地方公共団体を除く。以下

「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある情報(人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。)が記録されている公文書については、非開示とすることを規定している。

ここでいう「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるもの」とは、①生産技術上又は販売営業上の情報で、公にすることにより法人等又は個人の事業活動に対し、競争上不利益を与えるおそれがあると認められるもの、②経営方針、経理、金融、人事、労務管理等の事業活動を行う上での内部管理に関する情報で、公にすることにより法人等又は個人の事業運営上、不利益を与え、又は社会的信用を損なうおそれがあると認められるもの、③その他公にすることにより、法人等又は事業を営む個人の名誉又は社会的評価、活動の自由、信用等が損なわれるおそれがあると認められるものをいうと解される。

## (1) 建築物に係る注文者並びに建築物の名称及び用途

### ア 両当事者の主張

異議申立人は、建築基準法や建築士法の規定を引用し、本件文書1及び本件文書2に係る添付書類「業務概要書」のうち、建築物に係る注文者並びに建築物の名称及び用途については、公にする制度が実施されているとして、条例第7条第3号アに該当しないと主張し、埼玉県や東京都が同趣旨の開示請求に対して業務概要書のうち建築物に係る注文者等を開示した事例を挙げている。

これに対し実施機関は、異議申立人が主張する閲覧制度は、特定の建築物等に係る建築主等について、建築計画概要書により閲覧できる制度であるが、特定の建築士事務所が設計した建築物の名称や建築主等の開示を求める根拠にはならないと説明する。特に、耐震偽装問題が全国的に報道されていた時期に、「耐震偽装問題が疑われている特定の建築士事務所」が設計した建築物の名称等を開示すれば、当該建築物の注文者等が風評被害等不測の不利益を被るおそれがあるとし、埼玉県や東京都の事例と本件とは同列に論じることはできないと説明する。

### イ 条例第7条第3号(法人等情報)該当性

2の(1)イで述べたとおり、確かに、情報公開制度は公開を原則としており、仮に法人等情報であっても、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」であれば開示すべきである。

しかしながら、実施機関の説明のとおり、これらの情報は、耐震偽装問題が疑われている建築士事務所が設計等に関与した建築物という特定の属性によって名寄せされた特別な意味を持つ情報であり、当時、国土交通省から都道府県に対し「違法行為若しくはその疑義に関する情報を把握した場合の初動体制と公表のあり方について」と題する技術的助言が発出され、周囲の安全の確保等公表することの公益性と風評被害など建物所有者の財産権保護等を比較考量し、「違反行為を把握、確認した場合」に限り建築物の名称等事実関係を公表する方針が示されていたことから、このような情報を公開すれば、当該建築物の注文者等が風評被害を被るおそれが十分予見できたと判断される。また、本件処分を行った時点において、具体的な違反行為が確認されていないという状況の中では「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、





○富山県情報公開条例（抄）

（公文書の開示義務）

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

(1) (略)

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ～ウ (略)

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ (略)

(4)～(6) (略)